

平成24年第4回那珂川町議会定例会

議事日程(第2号)

平成24年6月6日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 報告第1号 平成23年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について (町長提出)
- 日程第 2 報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について (町長提出)
- 日程第 3 議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について (町長提出)
- 日程第 4 議案第2号 那珂川町印鑑条例の一部改正について (町長提出)
- 日程第 5 議案第3号 平成24年度那珂川町一般会計補正予算の議決について (町長提出)
- 日程第 6 議案第4号 小川小学校ランチルーム耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について (町長提出)
- 日程第 7 議案第5号 農地及び農業用施設災害復旧事業応急工事を町営とすることについて (町長提出)
- 日程第 8 発議第1号 農業委員会委員の推薦について (議員提出)
- 日程第 9 発議第2号 議会改革特別委員会の設置について (議員提出)
- 日程第10 陳情第2号 原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める陳情 (総務企画常任委員長報告)
- 追加日程第1 発委第1号 原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める意見書の提出について (総務企画常任委員長提出)
- 追加日程第2 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15名)

1番 佐藤信親君

2番 益子輝夫君

3番 塚田秀知君

4番 鈴木雅仁君

5番	益子明美君	6番	大金市美君
7番	岩村文郎君	8番	小林盛君
9番	福島泰夫君	10番	川上要一君
11番	阿久津武之君	12番	橋本操君
13番	石田彬良君	14番	小川洋一君
15番	鈴木和江君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大金伊一君	副町長	佐藤良美君
教育長	小川成一君	会計管理者兼会計課長	鈴木吉美君
総務課長	益子実君	企画財政課長	藤田悦男君
税務課長	小室金代志君	住民生活課長	手塚孝則君
健康福祉課長	郡司正幸君	建設課長	山本勇君
農林振興課長	星康美君	商工観光課長	塚原富太君
総合窓口課長	秋元誠一君	上下水道課長	秋元彦丈君
環境総合推進室長	佐藤美彦君	学校教育課長	川和なみ子君
生涯学習課長	小川一好君	農業委員会事務局長	小祝邦之君

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	益子定徳	書記	板橋了寿
書記	岩村照恵	書記	藤田善久

開議 午前 10 時 00 分

開議の宣告

議長（鈴木和江君） ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（鈴木和江君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ごらん願います。

報告第 1 号の報告

議長（鈴木和江君） 日程第 1、報告第 1 号 平成23年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました、報告第 1 号 平成23年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、説明を申し上げます。

平成23年度の繰越明許費については、去る 3 月定例会において繰越明許費として議決をいただいたものを、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を議会に報告するものであります。

町道改良舗装事業費を初め、4 事業について繰り越しがなされ、これらの合計は 1 億 5,359 万円となりました。

財源の内訳は、未収入特定財源のうち、国・県支出金は3,390万9,000円、地方債は9,000

万円、その他の財源は15万6,000円、一般財源が2,952万5,000円となりました。

以上、平成23年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の要旨を申し上げましたが、内容の詳細については、担当課長から説明させますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 補足説明申し上げます。

平成23年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書をごらんください。

その内容であります。7款土木費、2項道路橋りょう費、町道改良舗装事業費は、町道一渡戸大鳥線の改良舗装工事として4,440万円を繰り越したもので、地方債が2,000万円、一般財源が2,440万円となりました。

9款教育費、2項小学校費、小川小学校施設整備費は、ランチルーム耐震補強及び大規模改修工事費として9,795万5,000円を繰り越したもので、国庫支出金が2,370万6,000円、地方債が7,000万円、一般財源が424万9,000円となりました。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、農地・農業用施設災害復旧事業費は、大山田下郷地内の頭首工災害復旧工事費として472万5,000円を繰り越したもので、県支出金が456万9,000円、その他の財源が15万6,000円となりました。2項林業用施設災害復旧費、林業用施設災害復旧事業費は、林道久那瀬矢又線及び林道滝ヶ沢線1号線の災害復旧工事費として651万円を繰り越したもので、県支出金が563万4,000円、一般財源が87万6,000円となりました。

以上で、平成23年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 以上で、報告第1号を終わります。

報告第2号の報告

議長（鈴木和江君） 日程第2、報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました、報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営

状況の報告について、提案理由の説明を申し上げます。

株式会社まほろばおがわの経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

株式会社まほろばおがわは、平成13年に設立され、翌年4月にまほろばの湯・湯親館がオープンして以来、本年度で第11期の決算となりました。

経営状況の概要を申し上げますと、第11期は、入館者数が10万6,000人で、売上高が8,700万円、当期純損失が1,234万円となりました。

当期は、東日本大震災の被害による休業や原子力発電所事故に伴う自粛ムード、あるいは風評被害により入館者数が目標としていた12万人を下回ったこと、さらに水道光熱費、修繕費等の経費の増額により、このような結果となりました。

町といたしましては、多くの方にまほろばの湯を利用いただくため、誠意、笑顔、清掃の徹底を指導するとともに、引き続き健全経営に支援してまいりたいと考えております。

なお、経営状況の詳細については、担当課長から説明させます。

議長（鈴木和江君） 商工観光課長。

商工観光課長（塚原富太君） それでは、補足説明いたします。

第11期決算報告並びに第12期事業計画の2ページに、会社の概況（1）主要な事業内容をごらんください。

会社は、温泉施設及び宿泊施設、飲食店、食料品店、物産品店等の経営、不動産の管理業務等を行っているものであります。

次に、株式会社まほろばおがわの経営状況について、5ページの貸借対照表によりご説明申し上げます。

資産の部、合計額は8,595万9,992円です。うち、現金預金は7,900万8,139円です。

負債の部、合計額は1,059万868円で、未払金は736万3,102円です。

次に、純資産の部、合計額7,536万9,124円で、負債・純資産の部の合計額は8,595万9,992円となります。

次に、6ページ、損益計算書についてご説明申し上げます。

売上高は8,697万8,815円で、うち入場料は3,867万9,550円で、これから売上原価1,867万5,442円、販売費及び一般管理費8,062万7,623円を差し引くと、1,232万4,250円の営業損失となりました。営業外収益費用を差し引くと1,205万8,256円の経常損失となり、特別損失、法人税等を含めると1,234万1,188円の当期純損失となりました。

7 ページは、販売費及び一般管理費の内訳であります。人件費3,785万9,374円、それ以外の経費4,276万8,249円で、合計8,062万7,623円となります。

8 ページは、株主資本等変動計算書の内訳でありますので、ごらんください。

12ページは、第12期株式会社まほろばおがわの事業計画書であります。

2の事業計画では、(1)年間入場者目標を14万人としております。

14ページからの収支計画書については、売上高1億1,680万5,000円を見込んでおります。

15ページは、売上原価、販売費及び一般管理費に要する費用になります。また、右段最後のほうになりますが、341万7,000円の当期利益を見込んでおります。

以上で補足説明を終わります。

議長(鈴木和江君) 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(鈴木和江君) 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告第2号を終わります。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(鈴木和江君) 日程第3、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長(大金伊一君) ただいま上程されました、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補を推薦しなければならないと定められております。

今回、人権擁護委員として推薦いたします石川周一氏は、平成24年9月30日で退任されます高田敬氏の後任でございます。

石川周一氏につきましては、長く義務教育に携わり、地域における人望も厚く、人格、見識ともに高く、人権擁護委員として申し分のない方でございます。

今回、議会のご意見をいただき、法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱することになっております。

なお、現在、高田敬氏を除く当町における人権擁護委員の方々をご紹介申し上げますと、高林和男氏、薄井忠恵氏、堀江喜代美氏、長山宣弘氏、渡邊恵子氏、藤田悦子氏の6名でございます。

ご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第4、議案第2号 那珂川町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました、議案第2号 那珂川町印鑑条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、住民基本台帳法の一部を改正する法律等が平成24年7月9日から実施されることに伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されるため、印鑑条例の一部改正をお願いするものであります。

今回の住民基本台帳法の改正により、外国人登録法が廃止となり、外国人住民についても住民基本台帳法に組み込まれますため、印鑑条例にうたわれている登録資格から外国人登録法を削るなど所要の改正をするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 住民生活課長。

住民生活課長（手塚孝則君） 補足説明を申し上げます。

改正のポイントは、外国人登録制度が廃止され、住民基本台帳法の適用対象に加わることで、外国人住民についても、日本人と同様に、住民票が世帯ごとに作成されます。外国人と日本人のいる混合世帯についても、1枚の住民票に世帯全員が記載されるようになります。

それでは、参考資料那珂川町印鑑条例新旧対照表により、主な改正点について説明いたします。

第2条は、登録資格についてであり、第1項第2号の外国人登録法を削るものであります。

第4条の登録申請の確認では、登録申請者の本人確認書類から外国人登録証明書を削るものであります。

2ページをごらんください。

第5条は、印鑑の登録であります。印鑑登録の登録事項として、同条第2項第3号において外国人住民の通称を、第8号において非漢字圏の外国人住民の住民票の備考欄に記載されている氏名のカタカナ表記をそれぞれ追加するものであります。

第6条、印鑑登録の拒否についても、第5条と同様の追加を行うものであります。

続いて3ページ、第12条は、印鑑登録原票の職権抹消についてであります。第1項第1号における住民票が消除されたときのところに、日本の国籍を取得又は喪失した場合を除くと除外規定を設けたものであります。

以上、主な改正点の説明を申し上げましたが、細かな文言の整理や条項の整理につきましては、省略いたしますので、ご了承いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 那珂川町印鑑条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第5、議案第3号 平成24年度那珂川町一般会計補正予算の議決についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました、議案第3号 平成24年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、提案理由の要旨を申し上げます。

今回の補正予算は、国・県補助事業の追加認定になったもののほか、去る5月2日から3

日の大雨により発生した災害の復旧事業等を計上したものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、第1は、農林水産業費で、林業・木材産業構造改革事業費など1億5,950万円を計上しました。第2は、災害復旧費で、農地・農業用施設災害復旧事業費のほか、林業用施設災害復旧事業費など2,034万4,000円を計上しました。第3は、教育費で、教育文化基金費、学校給食センター管理運営費など1,235万5,000円を計上しました。

これらに要する財源は、分担金及び負担金、県支出金、寄付金、繰越金、繰入金を充当いたしました。

これにより、補正額は、歳入歳出それぞれ1億9,697万2,000円の増となり、補正後の歳入歳出予算の総額は76億9,100万円となりました。

以上、一般会計補正予算について、その要旨を申し上げますが、内容の詳細については、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 企画財政課長。

企画財政課長（藤田悦男君） 補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明申し上げます。

12款分担金及び負担金、1項1目災害復旧費分担金の補正額でございますが、65万円の増で、農地・農業用施設災害復旧事業費に係るものであります。

15款県支出金、2項2目民生費県補助金の補正額は、200万円の増で、追加認定になった障害者自立支援事業費に係るもの、4目農林水産業費県補助金の補正額は、1億5,900万円の増で、林業・木材産業構造改革事業費に係るもの、9目災害復旧費県補助金の補正額は、810万円の増で、農地・農業用施設災害復旧事業費及び林業用施設災害復旧事業費に係るものであります。

17款寄附金、1項3目教育費寄附金の補正額は、1,000万円の増で、教育文化基金寄附金であります。

18款繰入金、1項5目教育文化基金繰入金の補正額は、150万円の増で、学校管理諸費に充てるものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は、1,572万2,000円の増で、前年度繰越金であります。

8 ページ、歳出に入ります。

3 款民生費、1 項 2 目障害者福祉費の補正額は、200万円の増で、障害者の文化活動や芸術活動を通じ社会参加を推進するため、追加認定となった障害者自立支援特別対策事業に係るものであります。

4 款衛生費、1 項 4 目環境衛生費の補正額は、277万3,000円の増で、4 月 1 日より食品の放射能基準が100ベクレル以下になり、町民が自家消費する野菜等の放射線量を測定する機器購入費及び業務委託に係る経費であります。

5 款農林水産業費、1 項 5 目農地費の補正額は、50万円の増で、町単農村進行事業費は広瀬地区揚水ポンプ修繕工事に係るものであります。2 項 2 目林業振興費の補正額は、1 億 5,900万円の増で、県北木材協同組合が行う第 2 期整備事業費への補助金に係るものであります。

9 款教育費、1 項 2 目事務局費の補正額は、72万円の減で、放射能測定費を給食センター費に組み替えるため減額するものであります。

9 ページに入ります。

2 項 1 目学校管理費は、150万円の増で、寄附のあったもののうち馬頭東小学校への教育振興交付金に係るもの、5 項 1 目社会教育総務費は、1,000万円の増で、大内小学校部分林管理委員会からの寄付金を教育文化基金へ積み立てるものであります。6 項 3 目給食センター費の補正額は、157万5,000円の増で、学校給食センターの放射能測定器の購入に係るものであります。

10 款災害復旧費、1 項 1 目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は、1,024万4,000円の増で、農地・農業用施設災害復旧事業費は 5 月 2 日から 3 日の大雨において被災した芳井地区等補助事業で取り組む農地 2 件、農業用施設 1 件に要する経費のほか、町内13カ所から要望のある小規模な災害箇所に対して町単補助事業をする農林水産業施設災害復旧事業費補助金等であります。2 目林業施設災害復旧費の補正額は、1,010万円の増で、林業用施設災害復旧事業費は林道沼沢線及び林道恩田薬利線、2 路線 3 カ所の災害復旧工事に係る経費であります。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 平成24年度那珂川町一般会計補正予算の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第6、議案第4号 小川小学校ランチルーム耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました、議案第4号の小川小学校ランチルーム耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本工事の契約方法は、一般競争入札として10業者が参加し、5月25日に開札、5月28日に落札決定いたしました。その結果、那珂川町の佐藤建設株式会社が8,956万5,000円で落札いたしました。

当該工事は、耐震診断に基づき、ランチルームの耐震性能を確保するための地震防災対策を施すとともに、あわせて大規模改修を行うものであります。

地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決にすべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

なお、詳細については、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 補足説明を申し上げます。

参考資料の2枚目をごらんになってください。

工事内容につきまして、耐震補強工事では、鉄骨ブレース交換8カ所を実施いたしまして、震度6程度の大規模地震に耐えられる構造とし、大規模改修工事では、屋根改修工事、内外装改修工事、電気機械設備工事を実施し、内装の木質化や小会議室、倉庫を設けるなどランチルームのリニューアルを図るものです。

工期につきましては、着手の日を議会の議決を得た日から3日を経過する日とし、完成の日は平成24年10月5日といたします。

なお、当工事の予定価格は9,366万円で、落札率は95.627%でした。

以上で補足説明を終わります。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

橋本 操君。

12番（橋本 操君） 工事内容なんですが、鉄骨ブレース交換8カ所、また屋根改修工事、内外装改修工事等なんですが、鉄骨ブレース交換8カ所というのは、例えば現在ブレースが細い、細いから太いものに変えるとか、そういうことなんですかね。

あと、屋根の改修工事というのは屋根を全部取っ払って、新しくするという意味なんですかね。

あと、3番目の内外装改修工事なんですが、これもやはり全面的に張りかえするというようなあれなんですか。この3項目について説明お願いします。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） まず、鉄骨ブレース交換ということですが、現在ある細いものを、もっと耐震補強ということですので、太いものに交換するという内容でございます。

それから、屋根改修なんですが、屋根については、一応現在あるものに塗装を考えております。

それから、外装改修につきましても、現在あるものをALC版張りということで交換ということで考えております。

以上です。

議長（鈴木和江君） 益子輝夫君。

2番（益子輝夫君） 耐震の強度について6と聞いたんですが、それでよろしいですか。6では前回の被害が約6弱だったと思うんですよね。それではやはり耐震に耐えられない、7以上ないと耐えられないと思うんですよ。そういう点では、やはりランチルームで時間どきによっては子供がいるわけですから、せめて7程度に耐えられるものにすべきではないか。ましてや、大勢の子供が集まる場所ですから、時間的にはそういう被害の可能性も出てくるわけですから、もっとより安全なものにするべきだと思いますが、その辺の考えを伺いたいというふうに思います。

議長（鈴木和江君） 学校教育課長。

学校教育課長（川和なみ子君） 現在の耐震の補強I s値なんですが、現在0.53ということで、今回改修することによりまして補強度が0.88ということになりますので、6程度以上にも耐えられると思っております。

以上です。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 小川小学校ランチルーム耐震補強及び大規模改修工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第7、議案第5号 農地及び農業用施設災害復旧事業応急工事を町営とすることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大金伊一君登壇〕

町長（大金伊一君） ただいま上程されました、議案第5号 農地及び農業用施設災害復旧事業応急工事を町営とすることについて、提案理由の説明を申し上げます。

5月2日から3日の豪雨により被災しました農地及び農業用施設を国庫補助事業として町営により復旧工事を実施するものであります。

被災は、農地2件で、事業費は350万円、農業用施設は1件で、事業費は300万円であります。

被災箇所は、芳井地内で、畑ののり面が崩落し、道路をふさいだもので、復旧工事は、フトンかご工、土砂排土等により復旧するものでございます。大山田下郷地内が、田けいはんの崩落によるもので、復旧工事はブロック積み工により復旧するものであります。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） ただいま町長の説明で、5月2日、3日の大雨による災害復旧を国庫事業でやるために町営とするということですが、大体予算が農地が350万円、施設が300万円ということですが、大体国庫でどの程度見てくれるか、わかりましたらお伺いしたいと思います。

議長（鈴木和江君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） 現在、農地については予算上50%、農業用施設については65%、ただ、今年度この後災害等がある場合については、補助率増嵩という手続がありまして、その辺のところではどれだけ上乗せになるかという状況でございます。

議長（鈴木和江君） 福島泰夫君。

9番（福島泰夫君） これ、かなり高額な災害復旧だと思うんですけども、国から出していただけるお金のほか、残りはどのような費用負担でやられるのかお伺いします。

議長（鈴木和江君） 農林振興課長。

農林振興課長（星 康美君） 自己負担についてだと思うんですが、自己負担については、災害復旧は10%、最大10%ということで進めております。

以上でございます。

議長（鈴木和江君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 農地及び農業用施設災害復旧事業応急工事を町営とすることについては、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第8、発議第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

5番、益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） ただいま提案になりました、発議第1号 農業委員会委員の推薦につ

いて、提案の趣旨の説明を申し上げます。

那珂川町農業委員会委員の任期が平成24年6月30日に満了することに伴い、議会推薦委員についても新たに推薦することになりましたことから、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づく議会推薦の委員について、議案を提出するものであります。

なお、人選に当たりましては、農業、農地に関する施策等や馬頭地区小川地区のそれぞれの事情に精通した当町農業の中核的な立場にある方で、南那須地区農村女性連絡会議から要請のあった女性農業委員の登用について、その趣旨を十分に考え合わせ参考にして推薦者を選定いたしました。

推薦者は、大山田上郷、永山律子さん、薬利、佐藤やよひさん、久那瀬、益子幸江さん、小川、和泉芳江さんの4名であります。

議員各位のご賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げ、提案の趣旨の説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号 農業委員会委員の推薦については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第9、発議第2号 議会改革特別委員会の設置についてを議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

5番、益子明美さん。

〔5番 益子明美君登壇〕

5番（益子明美君） ただいま提案になりました、発議第2号 議会改革特別委員会の設置について、提案の趣旨説明を申し上げます。

議会改革については、平成19年3月に議員全員による議会改革調査特別委員会を設置し、議員の定数、報酬、さらには議会の活性化などを調査研究し、現在の議会運営に生かしてきたところでございます。

町民の代表である私たち議会は、町民の代弁者であり、全体の奉仕者でもあります。議決を行った事項については、議決した責任や町民に対しての説明責任も生じてまいります。議会の義務、権利、本質、そして責任とは何かをしっかりと見据え、真に町民のためになる町政を推進するため、議会として真摯に取り組んでいかなければなりません。

今回は、前回の議会改革調査特別委員会での調査、検討の内容を踏まえながら、議員全員による議会改革特別委員会を設置し、さらに調査研究を重ね、町民の負託にこたえられる議会としていきたいと考えております。

つきましては、提案の趣旨をご理解いただきまして、議会改革特別委員会の設置について、議員各位のご賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げます。

以上で、提案の趣旨説明といたします。

議長（鈴木和江君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発議第2号 議会改革特別委員会の設置については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま議会改革特別委員会が設置されましたが、正副委員長がともに決まっておられないので、委員会条例第10条第1項の規定により、本日ただいま議会改革特別委員会を議員控室に招集します。

正副委員長互選の上、報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

議長（鈴木和江君） それでは再開いたします。

休憩中に議会改革特別委員会が開かれて正副委員長が決定し、報告がありましたのでその結果を申し上げます。

議会改革特別委員会委員長、鈴木雅仁君、副委員長、益子明美さん。

以上のとおりです。

陳情第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 日程第10、陳情第2号 原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める陳情を議題といたします。

本件は、今期定例会において総務企画常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会の審査が終了しましたので、総務企画常任委員長より審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長、小林 盛君。

〔総務企画常任委員長 小林 盛君登壇〕

総務企画常任委員長（小林 盛君） 報告いたします。

陳情第2号 原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める陳情、総務企画常任委員会の審査が終了しましたので、その内容について報告いたします。

今期定例会において本委員会に審査を付託されておりました、原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める陳情については、6月5日の委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

陳情の趣旨は、平成23年3月におきた福島第一原発事故により、高濃度の放射性物質に汚染された地域では、住民の平穏な生活は破壊され、地域の文化も共同体も消失させられた。

また、放射能物質による汚染は、住民を外部・内部被爆の危険にさらすとともに農林漁業や観光業を初め企業活動にも、風評被害を含む深刻な被害をもたらしている。

さらに、福島第一原発事故の収束工程や除染の問題は、私たちに原発は将来世代に放射性廃棄物の処理という高いツケを回していることに気づかせた。将来に禍根を残さないためには、原子力発電の推進を前提とするエネルギー政策の見直しが必要である。

については、再生可能エネルギー及び節電その他の省エネルギーの推進をエネルギー政策の中核に据えることなど、3項目についての意見書を国に提出してほしいというものであります。

原発事故による放射能汚染は、国民生活に深刻な影響をもたらしました。原発依存からの脱却に向けてエネルギー政策を見直す必要があると考えます。

以上のことから、本陳情については、その趣旨を理解し、その必要性を認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上、総務企画常任委員会の審査結果の報告といたします。

議長（鈴木和江君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第2号 原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める陳情に対する委員長の報告は採択であります。

委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第2号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程の追加

議長（鈴木和江君） ただいま総務企画常任委員長から発委第1号 原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める意見書の提出についてが提出されました。

お諮りいたします。

発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（鈴木和江君） 追加日程第1、発委第1号 原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議案書を配付します。

〔議案書配付〕

議長（鈴木和江君） 本案は、この際、議案の朗読を省略し、直ちに提出者の提案の趣旨説明を求めることにいたします。

提案の趣旨説明を求めます。

総務企画常任委員長。

〔総務企画常任委員長 小林 盛君登壇〕

総務企画常任委員長（小林 盛君） 追加日程第1、原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める意見書の提出について、ただいま提案になりました、追加日程第1、発委第1号 原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める意見書の提出について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は、先ほど採択されました、原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める陳情に基づき、その趣旨を受けて意見書を提出いたしたく提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。
議長（鈴木和江君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 原発から再生可能エネルギーの推進へエネルギー政策の転換を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（鈴木和江君） お諮りいたします。

議会改革特別委員会から閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

議会改革特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

議会改革特別委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

議会改革特別委員会の閉会中の継続調査について

議長（鈴木和江君） 議案を配付いたします。

〔議案書配付〕

議長（鈴木和江君） 議会改革特別委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会改革特別委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書記載の事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（鈴木和江君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉会の宣告

議長（鈴木和江君） 以上で、今期定例会の会議に付されました事件はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これにて平成24年第4回那珂川町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前 11 時 13 分